

怪しいぞ！！ 消費者庁は本当に消費者のために 考えているのか？

まったく商業主義にどっぷりと首まで浸かった商人は嘆かわしい。

一つ、消費者の健康を考えずに「儲かりさえすればよい」と『中国人的発想』に毒された食品企業の食品添加物。

食品添加物は消費者が必要だから「入れてくれ」「加えてくれ」といって入れられているものではない。

食品企業が入れるとコストダウンになって儲かるから、消費者は気が付かないから黙っていればわからない。バレない。だから「こっそり入れて消費者を騙して儲けてやろう」ということではないのか。

消費者庁は日本国内で製造される全ての加工食品について原料原産地表示を義務付けるよう食品表示基準を改正しスタートさせる。

言うことは「もっともらしい」がすぐに馬脚をあらわす。

◆最も重い原材料の産地一つを記せばよい。

という今回の基準、例えば中国、韓国、オーストラリアが24%ずつで日本が28%だったら「産地：日本」と表示して正解なのか？…正解は例外として「輸入」と記載するそうだ。

しかし、輸入ならどこからの輸入なのかも詳しく知りたいものだ。水、空気、土壌などすべての環境が汚染されている中国の原料などわざわざ、お金を出してまで口にしたいわけではない。事細かに表示していただきたい、からである。

実際に「豚ロースハム」を買ってきたここに「日本ハム」「伊藤ハム」「プリマハム」のロースハムがある。「日本ハム」「伊藤ハム」にはそれぞれ「豚ロース肉」とフィ



フィルムパックに記載がある。しかし、「プリマハム」にはフィルムパックに記載がなく、張り付けてある後付けのシールに「豚ロース肉」と印刷されているだけだ。

だからといって記載が間違っているというつもりはない。ただし、3社ともに原産地名は記載されていない。ただの、「豚ロース」だけである。

「あんパン」の表示はどうなるのだろう？加工した国の表示となるそうだ。中国からの輸入した小豆を北海道で「あん」に加工。「あんパン」の主役は「あん」だから小豆。「小豆」は中国からの輸入だから本来は原産国の中国と記載されるべきだろうに、「国内製造」または「北海道製造」と表示・記載される。

これは絶対におかしい。

すべての原料は国産品であると理解する消費者が続出するに違いない。

なぜなら、北海道は日本の食の宝庫。小豆の有名品種の産地だ。「北海道」→有名ブランド「小豆」→「あんこ」→「あんパン」の連想が容易に成り立ってしまう。



有名ブランドのはずの「小豆」が公害のひどい中国産の「小豆」で、「国内製造」または「北海道製造」と表示されていたことが分かれば、サギだ！カラスだ！！ということにもなりかねない。

「ほまれ大納言」などのブランド小豆を使用している地元業者を圧迫するだけで、消費者庁の「お題目」である【目的は国産農産物の消費拡大】とは程遠い、ではないか。

「トクホ」で誇大表現を許可している消費者庁。気休め程度の効果を医薬品より有効・著効があるように謳っている企業の後ろ盾になっている消費者庁サン。「食の安全」、「原産地表示」には(サンズイ偏)の臭いがするよね。

